

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201100534 平成23年10月4日(新潟県) 平成23年10月31日	発電機	(火災) 当該製品を標識車(トラックタイプ)の荷台に置いて使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品が車両に組み込まれた形になっていることから、道路運送車両法の道路運送車両に当たり、消費生活用製品に該当しないため、物資所管庁である国交省へ通知し、調査することになった。	
2	A201100596 平成23年10月26日(兵庫県) 平成23年11月18日	整水器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品は薬事法の医療機器に当たることから、消費生活用製品に該当しないため、物資所管庁である厚労省へ通知し、調査することになった。	
3	A201100605 平成23年11月15日(和歌山県) 平成23年11月22日	油だき温水ボイラ	(火災) 当該製品外部にリモコン及び警報器を接続後、試運転をしたところ、異常音が発生して当該製品が破損し、火災が発生した。	●当該製品は焼損しておらず、周辺被害もないことから、消防で「火災」として扱わないことが判明したため、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
4	A201100613 平成23年10月30日(東京都) 平成23年11月24日	電気ポット(調乳用)	(重傷1名) 当該製品から湯がこぼれ、幼児(1歳)が火傷を負った。	●診断書では、1ヶ月を超える治療が見込まれ報告してきたが、治療期間が30日未満であることが判明したことから、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	
5	A201100721 平成23年10月(岩手県) 平成23年12月19日	電気脱臭装置	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●当該製品が一般消費者に販売されていないことが確認されたことから、消費生活用製品の要件に該当しないため、対象外とした。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201100780 平成23年12月9日(愛知県) 平成24年1月4日	空気圧縮機	(火災) 火災が発生し、現場にあった当該製品が焼損した。	●当該製品は他社製であることが判明したことから、当該事業者は重大製品事故を報告する事業者ではないと判断した。	
7	A201100802 平成23年12月23日(東京都) 平成24年1月11日	ノートパソコン	(火災) 当該製品にバッテリーパックを装着してコンセントに接続したところ、バッテリーパックを焼損する火災が発生した。	●当該製品は使用者が国外から持ち込んだことが判明したことから、日本国内向けの製造事業者である当該事業者は重大製品事故を報告する事業者ではないと判断した。	
8	A201100813 平成23年12月23日(東京都) 平成24年1月11日	バッテリーパック(ノートパソコン用)	(火災) ノートパソコンに当該製品を装着してコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	●当該製品は使用者が国外から持ち込んだことが判明したことから、日本国内向けの製造事業者である当該事業者は重大製品事故を報告する事業者ではないと判断した。	
9	A201100818 平成24年1月1日(大阪府) 平成24年1月13日	電気トースター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	●輸入事業者が消防の火災認定を未確認のまま、火災事案として報告を行ってきたことが判明したことから、重大製品事故の対象外となった。	
10	A201100843 平成23年9月26日(東京都) 平成24年1月18日	衣類(ブラウス)	(火災、重傷1名) 当該製品を着用して調理中、当該製品に引火し、火傷を負った。	●使用者自身がガスこんろの上に手をかざしたことから着衣に着火したと言及しており、衣類(ブラウス)の不具合による事故でないことが明らかとなり、重大製品事故の対象外となった。	